

考試において不可の科目又は欠席があった者の取扱いについて

(平成18年9月28日司法修習生考試委員会可決)

司法修習生の考試において不可の科目又は欠席があった者については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

- 1 受験した考試において不可の科目又は欠席があった者については、当該受験した考試（以下「当期考試」という。）を不合格とする。
- 2 1により、当期考試を不合格とされた者は、次回以降の司法修習生考試（以下「次回考試」という。）を受験することができる。
- 3 2により、次回考試を受験する者は、同考試において実施されるすべての科目を受験しなければならない。

ただし、当期考試において、病気、その他やむを得ないと認める事情により、同考試の一部を欠席するなどした者に対し、同考試において既に受験した科目について、次回考試において受験を要しないものとすることができる。